

小田原市立橘中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定

(平成30年3月31日改定)

(令和5年3月24日一部改訂)

I いじめ防止に向けた基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめは、法第2条で定めているとおり、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめに対する基本認識

いじめは全ての生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、次の基本認識をもって問題に向き合う。

○いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。

○いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得る。特に、嫌がらせやいじわる等暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害者と加害者になる。

○いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から様々な場面で起こり得る。

○いじめは、被害者・加害者だけでなく観衆や傍観者といわれる周囲の生徒も含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題である。

○いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で見守る必要がある。

○いじめは、その行為や態様により、犯罪行為となることもある。

3 いじめ対策の基本理念

いじめが全ての生徒に関わる問題であることを理解し、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通して、いじめの防止に取り組む。

そのために、「いのち」を大切にする学びを各教科・領域等に意図的・計画的に位置づけ、かけがえのない自他の「いのち」を大切にする心を育む教育活動を充実する。

また、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと心の通う絆づくりにつながる集団づくりを進める。

さらに、家庭や地域と連携・協働し、円滑な人間関係を築く基盤となる生徒の社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育てていく。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめに対する危機意識を持って「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は「早期対応」「解消」に適切に取り組み、その後の見守りに力を入れる。

また、「いじめをしない、させない、ゆるさない」社会の醸成のために、学校、家庭地域、関係機関と連携して、いじめ防止等に関する取り組みを推進する。

- (1) いじめの未然防止
 - ・人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を推進し、社会性やコミュニケーション能力を育てる。
 - ・いじめの問題に、自ら考え主体的に取り組む生徒を育てる。
- (2) いじめの早期発見
 - ・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができる教職員の資質能力の向上を図る。
 - ・調査や教育相談により子どもの感じる被害性に着目して対応するとともに、相談しやすい環境づくりに努める。
- (3) いじめの早期対応
 - ・いじめを確認、または疑いがある場合は、教職員が連携して組織的に対応する。
 - ・いじめを受けた生徒を最後まで守り通す。
 - ・SNS等のインターネット上のいじめは、情報の拡散防止等、迅速に対応する。
- (4) いじめの解消
 - ・いじめを行った生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを毅然と指導する。また、その背景を把握し、当該生徒と保護者に対していじめを繰り返さず、学校生活を正常に送れるよう支援する。
 - ・全ての生徒に、いじめを知らせる勇気を持ちいじめをしないよう指導する。またいじめを許さない集団づくりに取り組む。
 - ・解消後もいじめを受けた生徒やいじめを行った生徒を注意深く見守る。
- (5) 家庭との連携
 - ・いじめを受けた生徒に対し、家庭と連携していじめから守るという姿勢で生徒に寄り添い、安全で安心した学校生活が送れるよう支援する。
 - ・いじめを行った生徒に対し、毅然と指導しながら、家庭と連携して要因や背景を把握しながら、支援する。
- (6) 関係機関との連携
 - ・いじめの内容に応じて、医療や福祉、警察等の専門機関と協力して対応する。
- (7) 地域との連携
 - ・PTAや地域の関係団体等と連携し、社会全体で生徒を見守り、成長を促すことを共通理解する。

Ⅱ いじめ防止に向けた基本的な取組

1 いじめの未然防止のための取組

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、未然防止の取組を行うことが最も合理的で最も有効な対策である。未然防止の基本は、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることから始まる。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくことが未然防止の第1歩である。

○教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、キャリア教育や市民教育の推進により、生徒の社会性を育てるとともに、他者への思いやりや心を通わせるコミュニケーション能力を育てる。

○学級活動や生徒会活動の推進を図り、いじめの問題を自分の問題として受け止め、

当事者だけでなく傍観者にならないよう、自分たちができることを話し合うことで、よりよい学校生活を築くために主体的に行動できる生徒を育てる。

- 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築きながら学校生活に関わる経験を通し、人と関わる喜びや大切さに気づき、他人の役に立つ、他人から認められる、という自己有用感を育てる教育活動に取り組む。
- 配慮が必要な生徒については、その課題を十分理解したうえで、当該生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの早期発見のための取組

「いじめは、どの学校でも、どの生徒でも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係を築くことが重要である。生徒との信頼関係は生徒を信頼することから生まれる。生徒の良さを見つけ、ほめる指導が大切である。

- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。いじめの相談や疑いがあった場合は迅速に対応する。また、保護者と連携して家庭での気になる様子について把握する。
- アンケート調査にインターネット上のいじめの質問項目を設け、インターネットを通して行われるいじめの早期発見に努める。
- 日頃から、生徒の様子に目を配り、個人ノートや班ノート等を活用して人間関係や悩みを把握する。把握したいじめに関する情報については教職員全体で共有する。

3 いじめに対する取組

いじめに対する対応は、その解消に向け、「いじめ防止対策委員会」を中心に教職員が連携して組織的に対応し、いじめ対策の基本理念のもと丁寧に速やかに行う。

- いじめの疑いや、発見・通報を受けた時には、教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針を決定する。
事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡をする。校長は市教委に報告する。
- いじめを受けた生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた生徒・保護者の苦しみを受け止め、解消に向けた対応や心のケアを行う。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- いじめを行った生徒に対しては、その背景等を理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒・保護者及びいじめを行った生徒・保護者の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深め、いじめの再発防止に努める。
- インターネット上のいじめについて、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行うとともに、警察等の関係機関に連絡・相談を行う。
- いじめに関する情報は、取り扱いの方針を明確にして扱い、個人情報の取り扱い等プライバシーに十分配慮する。

4 家庭との連携

いじめの未然防止・早期発見のためには、家庭との連携が重要である。学校と家庭が生徒の様子について情報共有できるよう、日頃から様々な機会をとらえて連絡をとり合うことで、信頼関係を築くことが大切である。

- P T Aとの連携を図り、学校だよりや保護者懇談会等を活用して、いじめ防止等における家庭の役割や生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さについて、家庭への啓発を行う。
- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深める。
- いじめを受けた生徒といじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

5 関係機関との連携

- いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するために、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組む。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察と連携して取り組む。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速な対応に向けて、警察等と連携して取り組む。

6 地域との連携

- 青少年育成関係団体や学校評議員会、地域関係団体等の連携を図り、地域ぐるみによる見守り体制の整備に努める。
- 地域で子ども達を見守る人の輪をひろげるため、体験活動や行事を通して、地域の人々とふれあう機会の充実を図る。
- 学校におけるいじめ防止等の取組の状況について、学校評議員会の議題としたり、学校評価の項目として設定したりし、その改善に努める。

7 学校評価における留意事項

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織

1 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するために、校内に「いじめ防止対策委員会」を常設する。

2 組織の構成員

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう次のように構成する。

＝構成員＝

校長、教頭、総括教諭、生徒指導リーダー、教育相談コーディネーター、養護教諭
学年主任、スクールカウンセラー

※対応する事案に応じて、当該学年職員、教科担任、支援スタッフ等を追加する。

3 組織の役割

この組織はいじめ対策の中核をなす組織であり、次のような役割を担う。

- ・未然防止に向けた指導方針や指導計画の検討と点検
- ・いじめ事案に関する情報収集と整理・分析・記録
- ・効果的な対策の検討と全教職員への周知・共通理解
- ・保護者対応と外部関係機関との連携

4 いじめ防止対策年間計画（令和5年度）

月	対 策	内 容
4	生徒指導全体会 メディアリテラシー学習（1年） いじめ防止対策委員会①	今年度の生徒指導について共通理解を図る。 情報モラルを学び、ネット上のトラブル防止を図る。 今年度の活動方針、活動内容の共通理解を図る。
5 ～ 6	いじめアンケート・教育相談	いじめアンケートをもとに、学級担任と中心とする教育相談を実施。支援教育部会で内容を共有する。
7	Q U 検査（1・2・3年） スマホ・携帯教室（いじめ防止講演会） 保護者面談 生徒指導連絡会	Q U 検査を実施。居場所・絆づくりにつなげる。 講師を招き、スマホの使い方やマナーについて学ぶ。 生徒の様子について共通理解を図る。
8	生徒指導研修会 Q U 検討会（学年→全体）	生徒理解・いじめ防止に関する研修会を行う。 Q U 結果を分析し、学年・学級経営につなげる。
10	いじめアンケート・教育相談	いじめアンケートをもとに、学級担任と中心とする教育相談を実施。支援教育部会で内容を共有する。
11	保護者面談（3年）	
12	保護者面談（1・2年） Q U 検査（1・2・ 3 年） 生徒指導連絡会	Q U 検査を実施。居場所・絆づくりにつなげる。 生徒の様子について共通理解を図る。
1	いじめアンケート・教育相談 Q U 検討会（学年→全体）	いじめアンケートをもとに、学級担任と中心とする教育相談を実施。支援教育部会で内容を共有する。 Q U 結果を分析し、学年・学級経営につなげる。
2	携帯・スマホ教室（新1年）	新入生説明会で実施する。
3	生徒指導全体会資料見直し いじめ防止対策委員会②	次年度に向けて、各学年で資料の見直しを行い。生徒の様子について共通理解を図る。 今年度のいじめ防止対策について検証する。

IV 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針の方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適正に対応する。

○重大事態の定義（法第28条第1項）により、次に該当する場合は、いじめの重大事態として対応する。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ②いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

○生徒やその保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等にあたる。

2 重大事態発生の報告と調査

重大事態が発生した場合、「いじめ防止対策委員会」を招集し、事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、市教育委員会を通じて、市長に重大事態の発生について報告する。

重大事態の調査は学校または市教育委員会が行うが、調査の実施主体については次の考え方により市教育委員会が判断する。

- ＜判断の考え方＞ 次のいずれかに該当する時は、市教育委員会が調査する。
- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会は判断した場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

○学校が調査主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が主体となって実施する。
この場合でも、市教育委員会から必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置を含めた支援を受ける。

○市教育委員会が調査主体となる場合は、「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施する。

3 いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、経過報告を含め、適時・適切な方法で

情報提供を行う。これらの情報提供を行うにあたっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行う。なお調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

4 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校は実施した調査結果は、市教育委員会を通して市長に報告する。いじめをうけた生徒または保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

5 調査結果の公表

いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及び保護者の意向、公表した場合の生徒への影響を総合的に勘案して、適切に判断し、特段の支障がなければ公表を行う。公表する場合は、いじめを受けた生徒や保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

V 点検・見直し等

1 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し等

いじめ防止基本方針に位置づけた取組等の状況を市教育委員会に報告し、年度ごとに点検する。また国の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行う。

○いじめ事案への対応図

